

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川上流総合管理所長 津久井 正明
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 田井宿舍地積更正登記(オープンカウンター方式による)
2 成果品納入場所 高知県土佐郡土佐町田井1348
3 業務期間 契約締結の翌日から 令和9年3月31日
4 内容等 本件は、田井宿舍改修工事に伴い田井宿舍の用地測量及び地積更正登記を行うものである。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における令和7・8・9・10年度一般競争(指名競争)参加資格審査(物品製造等)において、「役務の提供」のうち業種区分「集計・計算・調査研究」の認定を受け「資料収集整理等」又は、業種区分「その他」の認定を受け、営業品目「登記業務」に登録した者であること。高知県、徳島県又は愛媛県内に土地家屋調査士法に定める主たる事務所又は従たる事務所が所在すること。
- 3 見積書等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。
- 2) 提出方法 FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
- 3) 見積書提出期限 **令和8年4月10日 12:00 まで**
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所 経理課
FAX番号 0883-72-0727
- 5) 担当者 総務課 浦川
- 6) 質問書提出期限 **令和8年4月6日 12:00 まで**
- 7) 見積日時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年4月10日16時までとします。
- 9) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(軽油引取税を除いた金額の100分の10に相当する金額)を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積辞退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 その他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(軽油引取税を除いた金額の100分の10に相当する金額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

仕様書交付希望届

宛 先	独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所 総務課 浦川 宛						
	電話番号	0883-72-2050	FAX番号	0883-72-0727			
発信者 (※必須)	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
件 名	仕様書等の交付依頼						
<p>以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。</p> <p>○見積依頼件名 田井宿舎地積更正登記(オープンカウンター方式による)(オープンカウンター方式による)</p> <p>○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="343 1534 885 1635"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>○見積辞退について 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p>							